

議案第 9 号

太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和5年 2月28日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市手数料条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市手数料条例（平成 12 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

33	犬の登録	1 頭につき 3,000 円	
----	------	----------------	--

」

を

「

33	犬の登録	1 頭につき 3,000 円	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 39 条の 7 第 2 項の規定が適用される場合を除く。
----	------	----------------	---

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。